

第104回安来市議会定例会 12月定例会議
総務企画委員長報告

令和7年12月12日

去る12月1日に開議されました本会議において本委員会に付託されました議案について、12月5日に審査を行いましたので、その結果並びに経過をご報告いたします。

まず、審査結果については、

議第3号 公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について

議第8号 安来市火災予防条例及び安来市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について

議第12号 指定管理者の指定について

議第13号 指定管理者の指定について

以上4件は、すべて全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、審査の経過について主なものを申し上げます。

「議第3号」について、委員より、「公共施設使用料等の見直しに伴う金額の改定によって、どのくらいの增收になるか伺う」との質問に対し、執行部からは、「概ね5年に一回使用料の見直しを検討する方針としている。令和6年度の使用料の決算額をベースに、平均の改定率で計算すると、令和6年の使用料収入の10%にあたる金額2,900万の增收が見込まれる。物価高騰で維持管理費も上がっているが利用者へのサービスの低下を防ぐと共に歳入ばかりではなく歳出の削減にも取り組んでいく」との答弁でした。

「議第8号」について、委員より、「林野火災注意報発令の基準について伺う」との質問に対し、執行部からは、「発令基準は国の通知で示されており、それを準用している。前3日間の合計降水量1ミリ以下、かつ前30日間の合計降水量が30ミリ以下、もしくは、前3日間の合計降水量が1ミリ以下、かつ乾燥注意報が発表のいずれかの

基準に合致した場合に発令することになる」との答弁でした。

また、委員より、「火災と紛らわしい煙または火炎を発する恐れのある行為の届出に、たき火を追加するとの説明だが、たき火の届出の基準について伺う」との質問に対し、執行部からは、「たき火の規模を問わず、届出を求めるごとにしている」との答弁でした。

このほか、委員より「今回の条例改正の施行は、令和8年1月1日となっているが、市民に対する周知、広報について伺う」との質問に対し、執行部からは、「12月15日の週から広報を始める予定としている。ホームページ、告知放送、市のSNS、また、チラシの配布を考えている」との答弁でした。

「議第12号」及び「議第13号」について、委員からは数件の確認がありました
が、いずれも審議に影響する内容ではありませんでした。

以上、総務企画委員長報告といたします。